

保護者の皆様へ(授業料に関するお知らせ)

就学支援金の審査で マイナンバーの利用が始まります！

★ 高等学校等就学支援金とは

高校の授業料支援として保護者等（親権者）の「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額」が50万7,000円（目安年収910万円）未満の世帯に「就学支援金」が支給される制度です（生徒や保護者が直接受け取るものではなく、県が代わりに受け取ることで保護者の授業料の負担がなくなります。）。

○これまで…

就学支援金の認定を受けた方は、その後の保護者等の所得確認のため、毎年7月に、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がありました。（入学時から認定を受けた方は在学中に計4回の手続きが必要でした。）

これからは…

保護者等（親権者）全員分のマイナンバーを提出していただき、そのマイナンバーを利用して保護者等の所得割額を確認します。

一度マイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、今後は原則手続きが不要（※）になります。（収入状況届出書も課税証明書等も提出が不要になります！）

※ 離婚・再婚等により保護者が途中で変更になったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続きが必要になる場合があります。また、一度所得制限に該当した方が、翌7月以降に再度認定を受けようとする場合は再度申請が必要です。詳しくは事務室へお問合せください。

提出書類

（提出期限：令和 元 年 7 月 10 日（水）までに事務室へ）

就学支援金を 受給している方

- ①「意向確認書」
- ②「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書」
- ③「個人番号カード(写)等貼付台紙」

※ マイナンバーについて詳しくは裏面をご覧ください。
※ マイナンバー以外（課税証明書等）で申請をされる場合は、提出書類が異なりますので事務室までご連絡ください。

授業料を 納めている方

- ①「意向確認書」

※ 就学支援金は、申請をしなければ認定を受けることができません。世帯年収910万円(目安)を超えている場合でも、扶養人数や控除状況によっては所得要件を満たす場合もありますので、保護者等の所得割額が50万7,000円を確実に超えていると断言できる場合以外は申請されることをお勧めします。（申請する場合は「就学支援金を受給している方」の①～③の書類を提出してください。）

マイナンバーの提供について

1 利用目的

提出していただいたマイナンバーを利用して、県教育委員会総務福利課が保護者の皆様の道府県民税・市町村民税所得割額を確認し、高等学校等就学支援金の対象であるかどうかを審査します。

2 提出するメリットは？

- ◎ 課税証明書等が不要になるため、市町村役場へ手続きに行く手間や手数料がかかりません。
- ◎ これまで毎年7月に提出していた収入状況届出の手続きが不要になります。(※)

(※)保護者の状況に変更があった場合は別に手続きが必要な場合があります。

3 取扱いについて

個人情報保護法及び「高等学校等就学支援金事務における特定個人情報取扱規程」等(※)に基づき、適切に取り扱われます。

(※)取り扱うことのできる情報の範囲や、マイナンバーの保管方法、その後の廃棄等に至るまで、法令等で厳しく定められています。

4 マイナンバーのわかる書類とは？

マイナンバーを提出する際に必要なものは以下のとおりです。

必要なもの (いずれかをご用意ください)

①マイナンバーカード の裏面



②通知カード



③保護者等のマイナンバー が記載された住民票 ※住民票記載事項証明書でも可

お住まいの市区町村の役所・役場で取得できます。
(手数料が必要)

【マイナンバー提出時の本人確認について】

マイナンバーを提出する際には、本人確認を行うことが義務づけられています。郵送により書類を提出する場合は、必ず保護者等全員の顔写真付の身分証明書(運転免許証等)のコピーを添付してください。(マイナンバーカードの方はカードの両面コピーでも可。)

ただし、生徒又は保護者等本人が直接事務室へ持参する場合は、本人確認書類の提出(身分証明書の添付)は省略できます。

また、郵送により提出する場合は、簡易書留など配送履歴の残る方法で送付してください。

審査の結果について

審査結果については、後日学校からお知らせします。

審査の結果、所得要件を超えるなど就学支援金に該当しなかった方は、授業料納付に関する手続きが必要ですので、別途事務室からご連絡します。

提出先・お問合せ先

鹿児島県立国分高等学校 事務室
〒899-4332 鹿児島県霧島市国分二丁目8番1号
電話番号：0995-46-0001

保護者の皆様へ (Q & A)

Q: 道府県民税所得割額, 市町村民税所得割額は何で確認ができますか?

A: 今年度の7月から保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額を確認するのにマイナンバーの利用を開始します。保護者等全員の道府県民税・市町村民税所得割額の合計が50万7,000円を確実に超えていると断言できない場合は、マイナンバーを提出してください。

また、毎年6月に発行される道府県民税・市町村民税の税額決定通知書・納税通知書や、サラリーマンの方で勤務先以外からの収入がない方は、毎年5～6月に勤務先から配付される道府県民税・市町村民税の税額通知書、市町村の窓口で発行される課税証明書(市区町村により手数料が異なります)でも確認することができます。

ただし、一度マイナンバーを提出して認定されると、その後は原則手続きが不要になるためマイナンバーでの手続きを推奨します。

Q: 両親に加えて祖父母と一緒に暮らしており、収入がありますが、就学支援金の支給額に影響がありますか。

A: 就学支援金の支給額は、「親権者」の所得で判断します。具体的には、両親の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計で判断します。

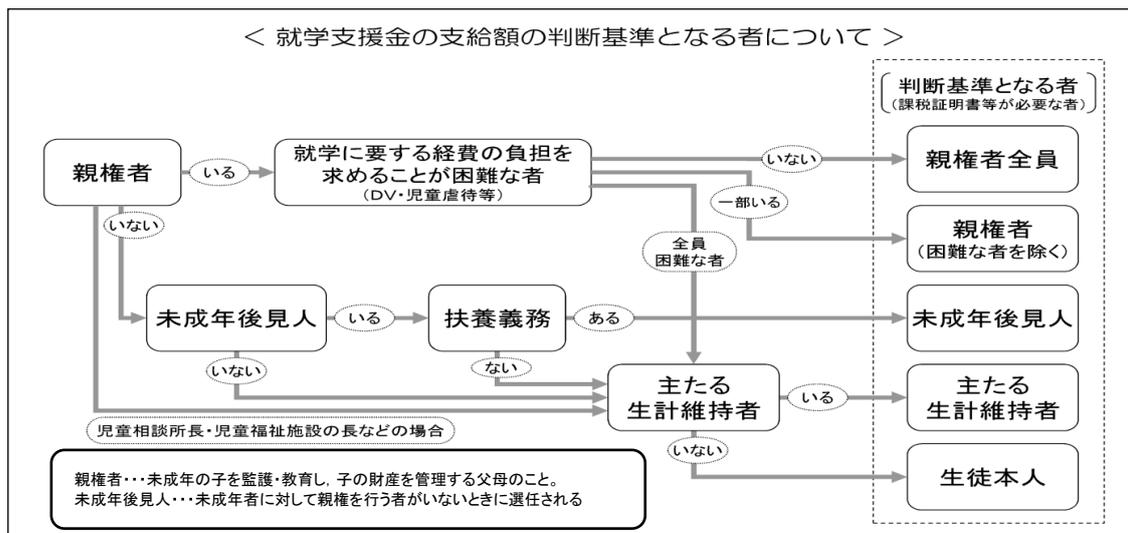
親権者でない祖父母に収入があったとしても、祖父母の所得割額は算入されません。

Q: 父母A及びBが離婚して親権者はAですが、実際にはBが子供を養育している場合、ABどちらの収入で判断することになりますか?

A: 就学支援金の支給額の判断に際しては、実際にどちらが養育しているのかではなく、原則として親権者であるAの税額を基準として判断します。

ただし、親権者が、生徒の修学に要する経費の負担を求めることが困難である者と認められる場合には、この制度の適用においては、その者は保護者には含まれません。生徒に親権者がいない場合には、生徒が「主として他の者の収入により生計を維持している場合」には、その者の税額、その他の場合には生徒本人となります。

したがって、親権者であるAが生徒の「修学に要する経費の負担を求めることが困難である者」と認められる場合、親権のないBが生徒の生計の維持に当たっているときには、Bの税額を基準として就学支援金の支給額を判断します。



※ 未成年である生徒本人の所得割額を確認する場合においては、次のことに留意してください。

- ① アルバイト等によって収入があり、所得割が課されている場合は、税の申告を行った上でマイナンバー又は課税証明書等を提出してください。
- ② 特に収入がなく、所得割が課されていない場合は、申立書を提出してください。
(申立書が必要な方は、事務室までご連絡してください。)

Q: 親の離婚等で保護者が変更することに伴い、保護者の税額が変わることによって就学支援金の支給額に変更が生じる場合にはいつから変更されますか?

A: 保護者に変更があった場合には、生徒は速やかに届け出る必要があります。

保護者関係の変更に伴い就学支援金がa. 新たに支給される場合は、この届出のあった翌月から適用され、b. 支給事由が消滅する場合は、保護者関係の変更の事由が生じた翌月から適用されます。

Q: 就学支援金が認定されなかった場合、授業料はどのように支払えばよいですか。

A: 納入通知書を発行しますので、指定された期日までに支払ってください。

(その後の支払いについては、鹿児島県立高等学校授業料等納付届書で納付書払い又は口座振替払いのどちらか一方を選択して学校へ提出してください。)